

### 【景観形成の基本的な考え方】

- 河川整備の際は周辺自然景観、田園景観との連続性に配慮を図るとともに、親水性の向上を図ります。
- 橋梁の整備にあたっては、長寿命化、周辺景観との調和に配慮するとともに、良好な眺望を体験できる視点場の創出を図ります。



周辺の景観に配慮した護岸の整備

## ◆道志川等の河川景観と調和する沿川集落、観光レクリエーション地の景観を形成する

### 【景観の特性】

- 山麓の傾斜地に立地する集落や道志川沿いの限られた平場に立地する集落など、地形に則した集落景観が展開します。
- 道志川沿川には、水源の森、道志の湯、道の駅などの公共施設や、宿泊施設、キャンプ場、飲食店などの民間の観光レクリエーション施設が立地します。



地形に則して農地と家屋が展開する集落景観

### 【景観形成の基本的な考え方】

- 自然景観、田園景観と調和する集落の景観の保全を図ります。
- 多くの人々が訪れる施設では、特に周辺の自然景観、田園景観との調和に配慮し、木立の向こうに道志川を身近に感じ、周囲の山並みを望めるなど、道志村ならではの景観の形成を図ります。

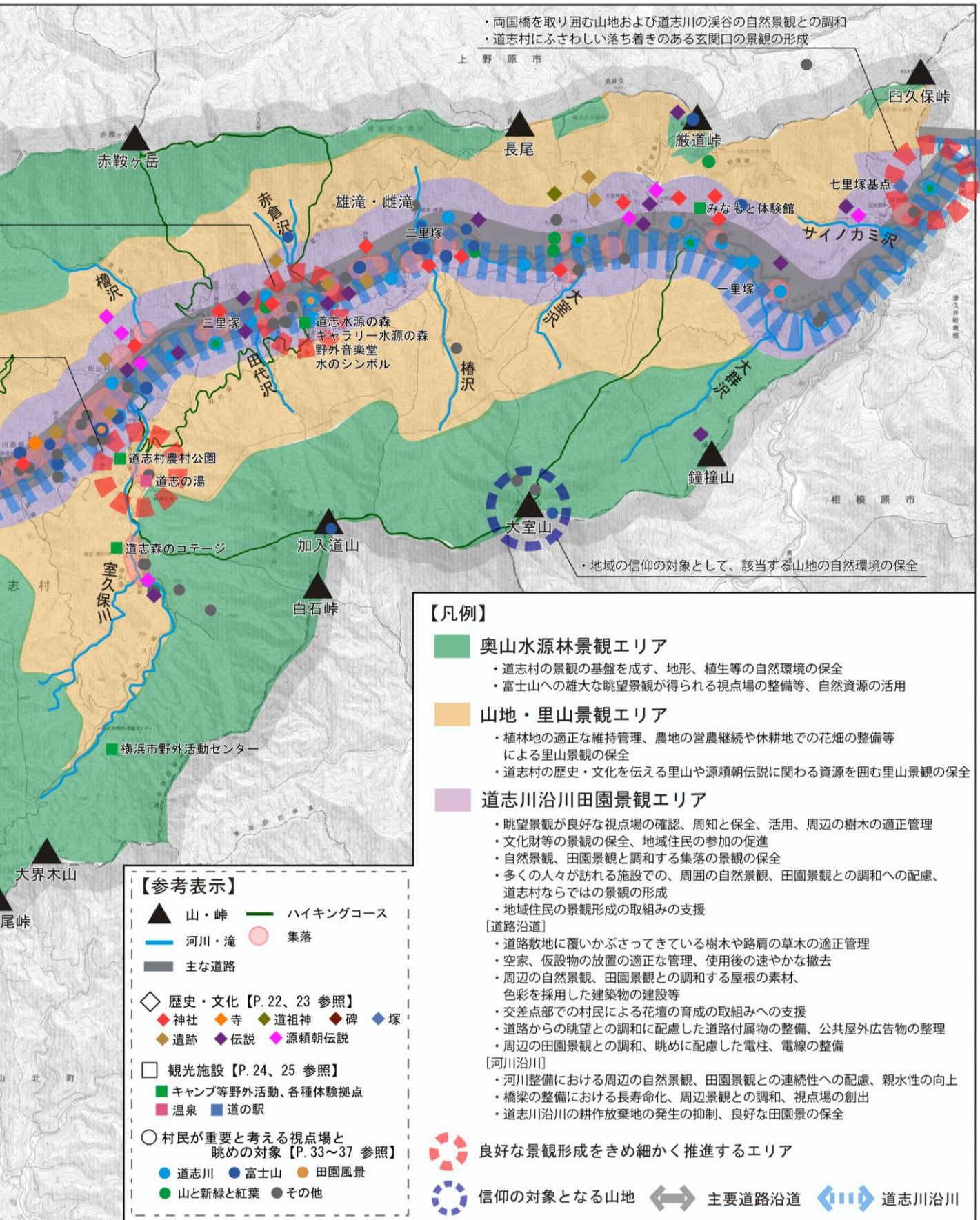


周辺の自然環境に配慮した植生ネットの利用（整備直後）



周辺の自然環境に配慮した植生ネットの利用（整備後）





図一 道志村の景観構造を踏まえた景観形成の基本的な考え方





4

---

景観法の諸施策の活用

## 4 景観法の諸施策の活用

### 1. 道志村景観計画の区域

道志村は、水源地である道志山地や丹沢山地北西部の自然環境と道志村の歴史・文化を今に伝える集落、農地、寺社、源頼朝伝説に係る歴史的資源等が一体となり、道志村ならではの景観が展開しています。

そのため、道志村における魅力のある、道志村の特性を活かした景観の形成を目指し、道志村全域を景観計画の区域として定めます。

### 2. 区域区分

景観計画の区域を道志村全域としますが、「2 道志村の景観特性」(P19~28)に示したとおり、村内には多様な景観が展開しています。

そのため、道志村の景観特性に応じて、区域区分を行い、区域区分ごとに、「良好な景観の形成に関する方針」、「良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」を定め、道志村の風土に則した景観の形成を目指します。

区域区分は、まず、道志村全域を大きく「重点地区」と「一般地域」に区分します。

#### ■「重点地区」の指定の考え方

重点地区は、道志村において、以下の要件を満たす区域を道志村が指定するものです。本計画においては次頁に示す4つの特定の区域と2つの性格を有する区域を定めます。

「重点地区」は、今後も追加指定していくことを想定しています。特に、上記「3つの性格を有する区域」については、該当する地区の追加指定を目指します。

##### [重点地区の指定の要件]

- ◇ 村民や来訪者が特に良好な景観形成を推進する必要があると考えている地区
- ◇ 地域住民による景観づくりの取組みが活発な地区
- ◇ 道志村が特に良好な景観形成を推進する必要があると考える地区

#### ■「一般地域」の指定の考え方

一般地域は、重点地区以外の区域です。道志村の景観特性を踏まえ、道志村を取り囲む周囲の山地の上部を「奥山水源林景観エリア」(＝保安林区域)、「道志川沿川田園景観エリア」(＝国道413号沿道500m)、「山地・里山景観エリア」(＝上記2つのエリア以外の地域)の3つに区分します。

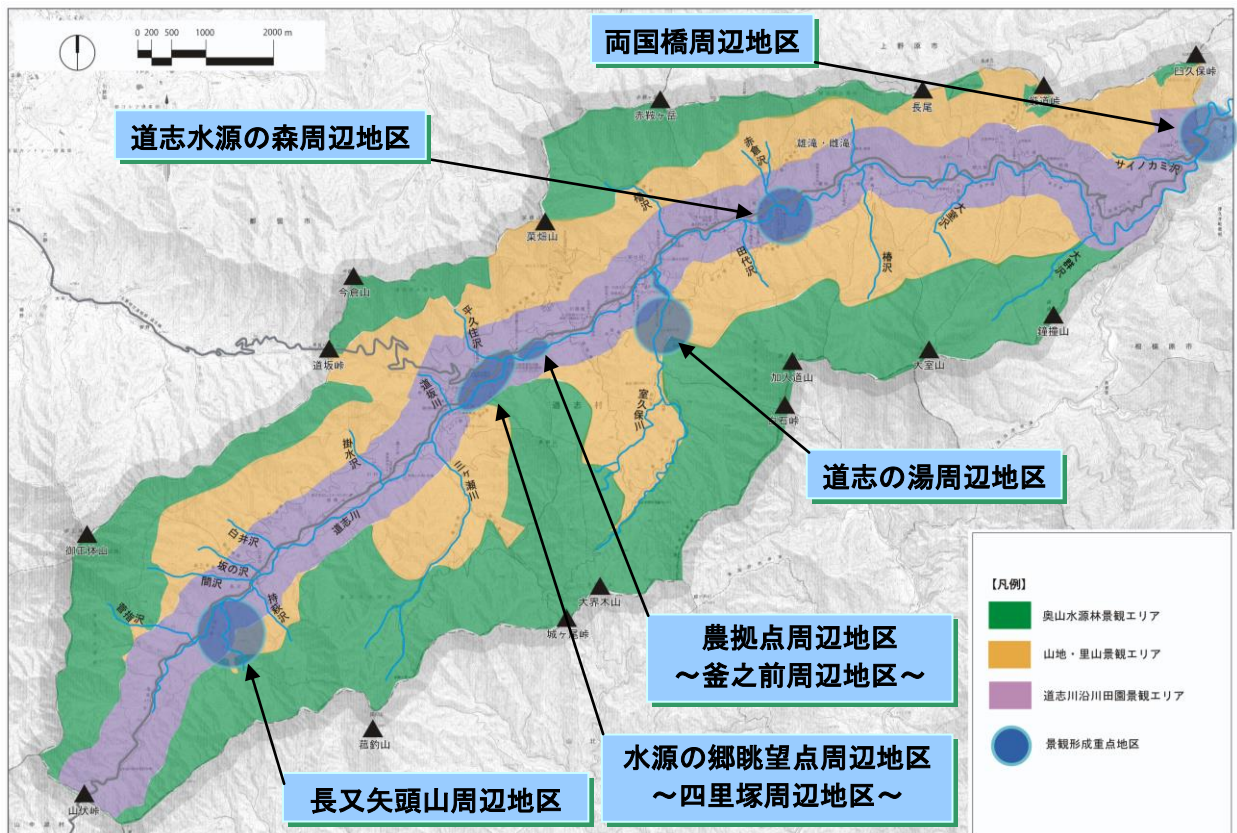
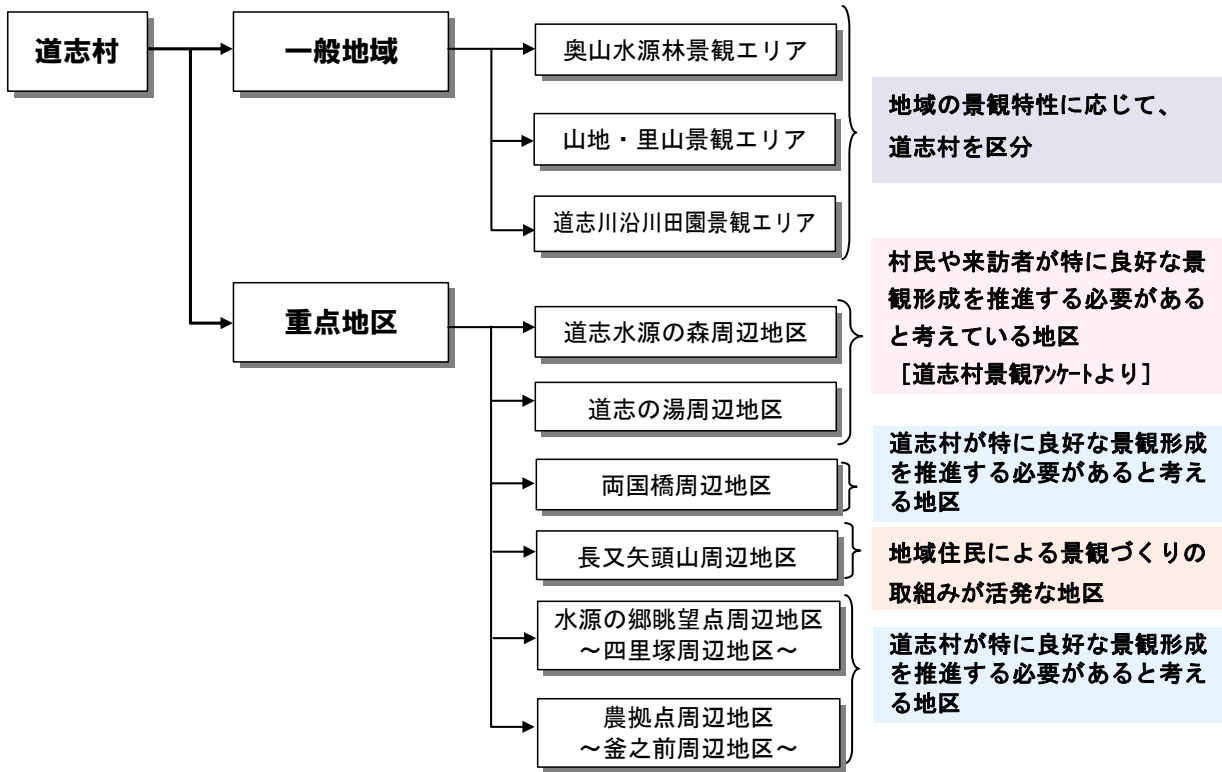


図 区域区分

## ■ 区域区分に対応した道志村景観計画の運用

区域区分の特性に応じて、道志村景観計画の運用方法は異なります。

重点地区内における建築物の新築等の届出対象行為は、すべて事前協議が必要となります。

一般地域における建築物の新築等の届出対象行為は、山梨県景観条例が定める大規模行為を行う場合は事前協議が必要となります。同地域における上記以外の届出対象行為については事前協議は必須ではありません。

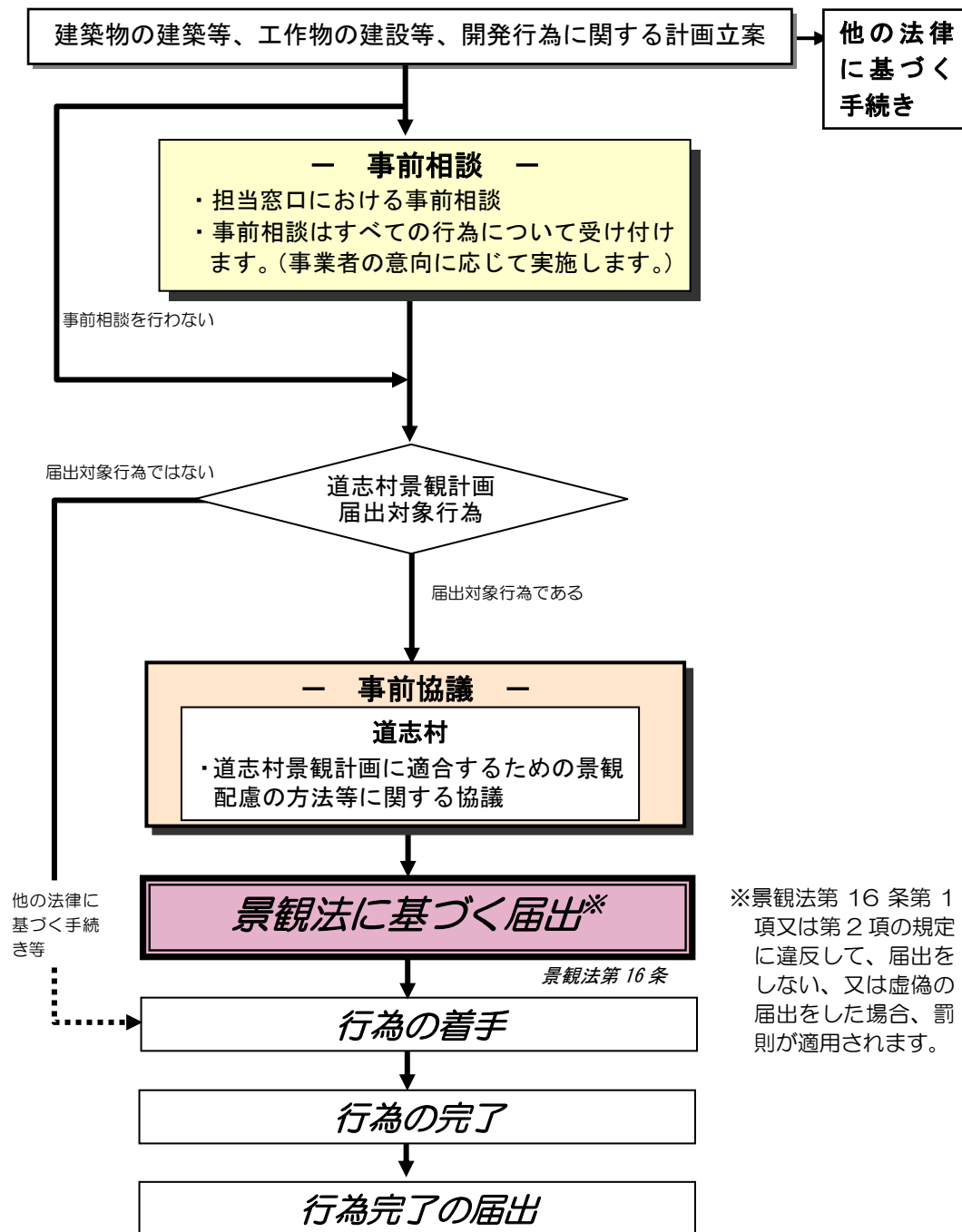


図 道志村景観計画に基づく届出等の手順



### 3. 重点地区

#### (1) 道志水源の森周辺地区

##### ① 区域

道志水源の森周辺地区の区域は、道志水源の森およびその周辺の山地、道志小学校、近接する集落を含む下図の範囲とします。

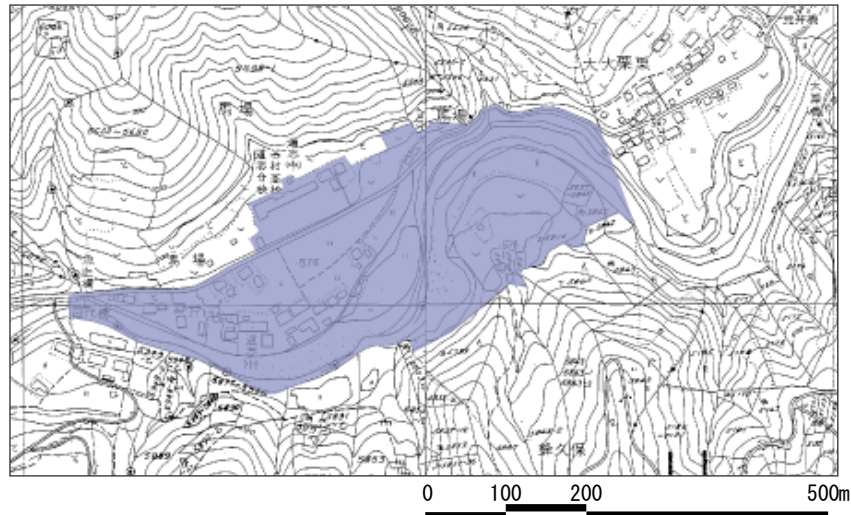


図 道志水源の森周辺地区

##### ② 地区の景観の現況と課題

###### ◆道志川の渓谷に面し、背後の加入道山山麓の緑に溶け込む観光利用拠点の景観

- ・道志水源の森の諸施設は、前面の道志川の渓谷、背後の山地の緑等の自然環境に溶け込み、加入道山山麓に立地します。
- ・道志村を代表する観光利用拠点として、今後とも周辺の自然景観との調和を維持するとともに、道志村の豊かな自然景観をアピールする場として活用を図ることが重要です。



###### ◆道志川左岸、道志水源の森周辺の山地と一体となった集落の景観

- ・道志水源の森の西方、道志川左岸には、道志小学校および馬場の集落が展開します。道志水源の森の諸施設（道志川右岸）から道志川を吊橋で渡ると、前面对岸（道志川左岸）に、道志山地を背景に、前景を工場や馬場の集落を望めます。
- ・観光利用拠点からの眺めにおいて、道志村の道志山地や道志川等の自然景観と調和する集落地景観の形成が重要です。



道志水源の森に近接する集落景観

### ③ 良好な景観の形成に関する方針

P.96 の「③ 道志村における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」および下記事項が、「良好な景観の形成の方針」となります。

#### 〔道志水源の森周辺地区の将来目標〕

**道志川と両岸にせまる山地と一体となり、深山の豊かな緑の中で来訪者を迎える観光拠点の景観**

眼下に道志川の深い渓谷を望み、山の緑の中に諸施設が見え隠れし、良好な自然景観に溶け込む観光拠点の景観の形成を目指します。

#### 〔道志水源の森周辺地区の良好な景観の形成に関する方針〕

##### □ 深山の豊かな自然景観と調和する道志水源の森の景観の形成



- 緑の中に見え隠れする、周辺の自然景観と調和した諸施設の景観の形成を目指します。
- 道志水源の森としてまとまりのある施設群の景観の形成を目指します。

##### □ 道志水源の森周辺における、自然景観と調和する集落景観の形成



- 道志村の観光利用拠点に隣接する集落における、道志水源の森および周辺の自然景観と調和した落ち着いた景観の形成を目指します。

## ④ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

## i) 届出対象行為

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が <math>10 \text{ m}^2</math>*<sup>1</sup> を超える建築物</li> <li>*1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。</li> </ul>	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突	高さ 6m を超えるもの* <sup>2</sup>
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	高さ 15m を超えるもの* <sup>2</sup>
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの	高さ 4m を超えるもの* <sup>2</sup>
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの	高さ 8m を超えるもの* <sup>2</sup>
	⑤擁壁	高さ 2m を超えるもの* <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の面積が <math>1,000 \text{ m}^2</math>*<sup>3</sup> 以上のもの</li> <li>*3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が 90 日を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 <math>1,000 \text{ m}^2</math> を超えるもの*<sup>4</sup></li> <li>*4) 山梨県大規模行為届出制度</li> </ul>	

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のものの新設等は届出対象行為となります。

ii) 景観形成基準

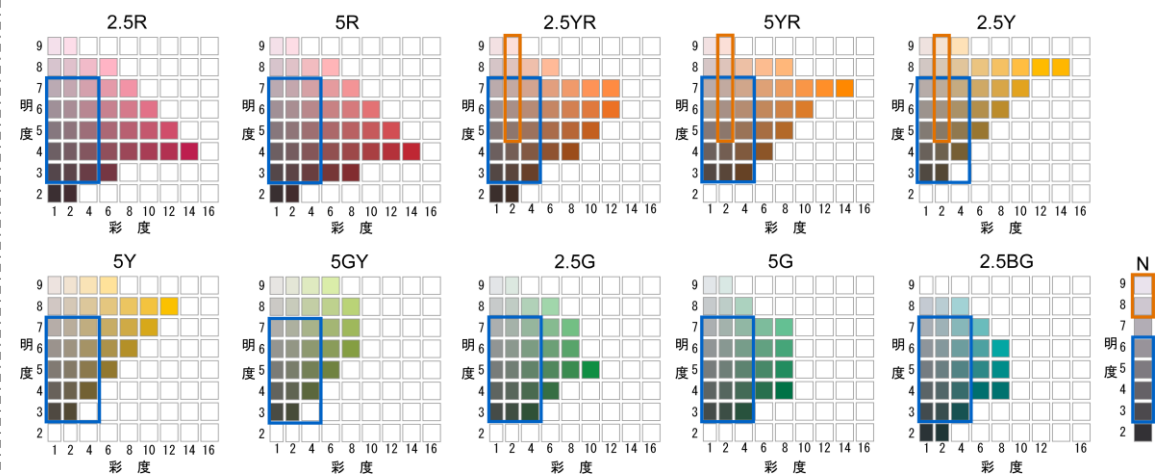
対象行為	項目	景観形成基準
<p>建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更</p>	<p>形態、意匠</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後の山稜線との調和に配慮する。</li> <li>・道志川に迫る山地の自然景観、河岸の田園景観と調和する、落ち着きのある形態、意匠となるように工夫する。</li> <li>・屋根の形状は勾配屋根とするなど、道志水源の森の諸施設、既存建築物の屋根の形状と調和するように工夫する。</li> <li>・壁面の意匠は、全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>・外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、建築物等の本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	<p>色彩</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、黒、灰色、暗茶など、道志水源の森の諸施設、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> <li>・壁面（4/5）の色彩は、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> </ul> <p><b>【推奨色】</b></p> <p>■屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、2.5R～2.5BG</li> <li>・彩度 0.5 以上 4 以下、明度 3 以上 7 以下（色相 N は 3 以上 6 以下）</li> </ul> <p>■外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、2.5YR～2.5Y</li> <li>・彩度 1.5 以上 3 以下、明度 5 以上 9 以下（色相 N は 8 以上 9 以下）</li> </ul> <p>※自然素材（木材、自然石材、茅（屋根材）等）は除く。</p> <p>※【推奨色】とは（以下、他の地区の基準も同様です）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観形成基準をふまえ、採用することが望まれる具体的な色彩範囲を例示したものです。</li> <li>・この色彩範囲は、重点地区の現状の建築物の屋根、外壁の色彩状況に基づく、同地区の建築物の基調色の範囲（現状の色彩の約 80% が該当する色彩）です。</li> <li>・この基調色から外れない（既存の道志村らしい色彩と調和する）色彩を採用します。</li> </ul>

【推奨色の例】

屋根基準と外壁基準の枠で囲った範囲が、本地域における推奨色を示しています。

※彩度は 1 以上を表示

□ 屋根基準  
□ 外壁基準



対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	規模	・周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮する。
	素材	・周辺の自然景観との調和に配慮した材料を使用する。 ・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用する。
	位置	・道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。 ・周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とする。 ・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮する。
	高さ	・鉄塔等は必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とする。
	緑化	・敷地内においては緑化に努める。 ・地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 ・大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮する。
	その他	・屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区画形質の変更	・土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。 ・法面が生じる場合、一様大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。 ・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。 ・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とする。 ・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とする。
	遮蔽	・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮する。

## (2) 道志の湯周辺地区

### ① 区域

道志の湯周辺地区の区域は、村道室久保線と国道 413 号の交差点から道志の湯までの村道室久保線両側沿道 20m および広がりのある田園、道志の湯を含む右図の範囲とします。

### ② 地区の景観の現況と課題

#### ◆室久保川の渓谷と一体となった観光利用拠点の景観

- ・道志の湯の諸施設は、室久保川沿いの渓谷に立地します。
- ・道志村を代表する観光利用拠点として、今後とも周辺の自然景観との調和を維持するとともに、癒しの空間として、憩い和める景観の形成を図ることが重要です。



渓谷の自然景観と一体となっている道志の湯

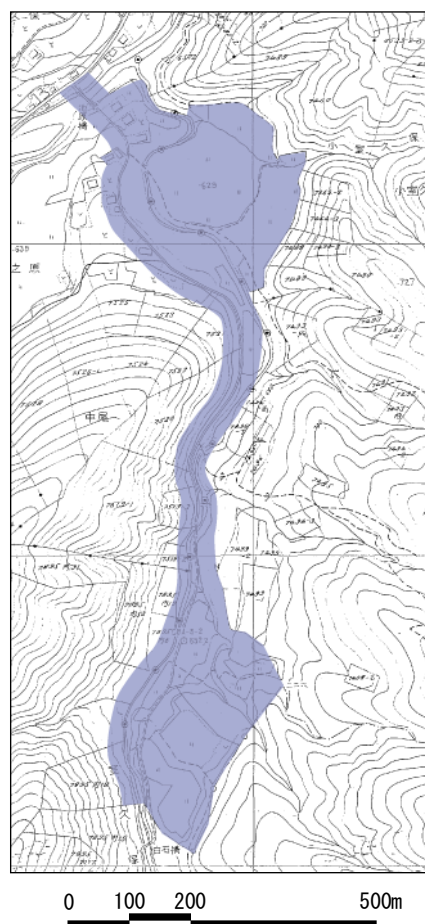


図 道志の湯周辺地区区

#### ◆国道 413 号から道志の湯に至る道路沿道における良好な景観

- ・国道 413 号から村道室久保（むろくぼ）線を通り、道志の湯に至ります。
- ・上記ルートは、道志の森コテージや的様に至るルートと重なり、道志村にとって主要な観光資源に至る重要なルートでもあります。
- ・国道 413 号と村道室久保線の交差点部は、商工会婦人部により花壇が整備され、美しい花が咲いています。このような賑わいの景観を今後とも継承するとともに、村道室久保線の沿道において、周辺の自然景観と調和する、道志の湯へのアプローチ空間にふさわしい良好な景観の形成を目指します。



道志の湯に至る村道室久保線沿道の田園景観

### ③ 良好な景観の形成に関する方針

P.96 の「③ 道志村における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」および下記事項が、「良好な景観の形成の方針」となります。

#### 〔道志の湯周辺地区の将来目標〕

- ◆ 室久保川の渓谷の自然環境と一体となる、心和み、癒される景観
- ◆ 道志の湯、道志・森のコテージ、的様に至る道路沿道における、自然環境、源頼朝伝説に係る資源と調和する、山間の落ち着いたある景観

室久保川の渓谷の自然環境に溶け込み、温泉保養の地として、心和み、癒される景観の形成を目指します。

村道室久保線の沿道においては、目的地である山間の温泉地やコテージそして源頼朝伝説にちなむ資源に向かうアプローチ空間として、周辺の山地の自然環境と調和し、落ち着いたある景観の形成を目指します。

#### 〔道志の湯周辺地区の良好な景観の形成に関する方針〕

室久保川の渓谷の自然景観との調和

温泉保養の地として、心和み、癒される景観の形成



• 山間の秘湯として、心和み、癒される落ち着いたある施設景観の形成を目指します。

• 室久保川の自然景観と調和する温泉施設群の形成を目指します。  
• 室久保川における自然景観と調和した整備の推進を図ります。

村道室久保線沿道における、周辺の山地の自然環境との調和



• 村道室久保線沿道の広がりのある農地における、背後の山地の自然と調和する田園景観の形成を目指します。

## ④ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

## i) 届出対象行為

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が <math>10 \text{ m}^2</math>*<sup>1</sup> を超える建築物</li> </ul> *1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突	高さ 6m を超えるもの* <sup>2</sup>
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	高さ 15m を超えるもの* <sup>2</sup>
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの	高さ 4m を超えるもの* <sup>2</sup>
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの	高さ 8m を超えるもの* <sup>2</sup>
	⑤擁壁	高さ 2m を超えるもの* <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の面積が <math>1,000 \text{ m}^2</math>*<sup>3</sup> 以上のもの</li> </ul> *3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が 90 日を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 <math>1,000 \text{ m}^2</math> を超えるもの*<sup>4</sup></li> </ul> *4) 山梨県大規模行為届出制度	

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のものの新設等は届出対象行為となります。



ii) 景観形成基準

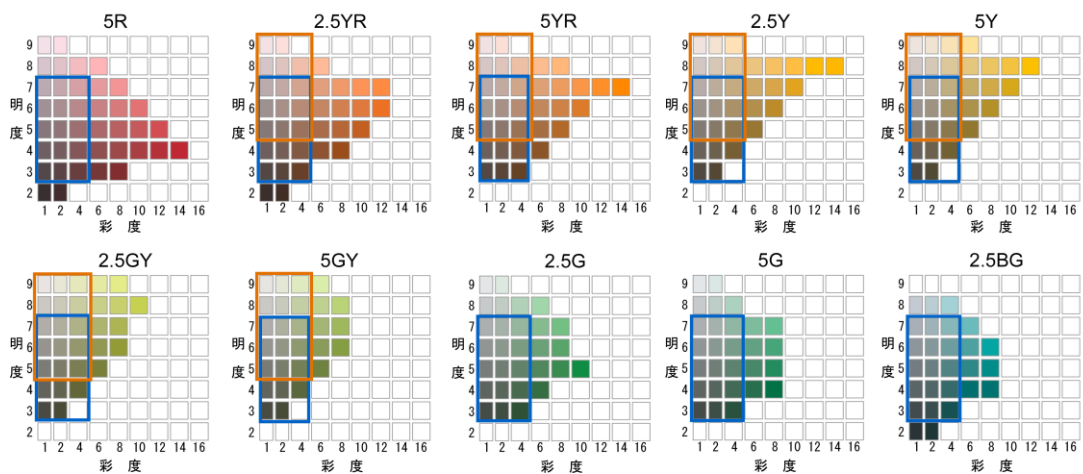
対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村道室久保線沿道の田園景観および背後の山地の自然景観と調和するよう工夫する。</li> <li>・道志の湯周辺においては、室久保川に迫る山地の自然景観と調和する、落ち着いた意匠となるよう工夫する。</li> <li>・屋根の形状は勾配屋根とするなど、道志の湯の諸施設の屋根の形状と調和するよう工夫する。</li> <li>・壁面の意匠は、全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>・外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、建築物等の本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、黒、灰色、暗茶など、道志の湯の施設および周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> <li>・壁面（4/5）の色彩は、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【推奨色】</b></p> <p>■ 屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、5R～2.5BG</li> <li>・彩度 1 以上 4 以下、明度 3 以上 7 以下</li> </ul> <p>■ 外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、2.5YR～5GY</li> <li>・彩度 1 以上 4 以下、明度 5 以上 9 以下（色相 N は 8 以上 9 以下）</li> </ul> <p>※自然素材（木材、自然石材、茅（屋根材）等）は除く。</p> </div>

【推奨色の例】

屋根基準と外壁基準の枠で囲った範囲が、本地域における推奨色を示しています。

※彩度は 1 以上を表示

屋根基準  
 外壁基準



対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	規模	・周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮する。
	素材	・周辺の自然景観との調和に配慮した材料を使用する。 ・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用する。
	位置	・道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。 ・周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とする。 ・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮する。
	高さ	・鉄塔等は必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とする。
	緑化	・敷地内においては緑化に努める。 ・地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 ・大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮する。
	その他	・屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区画形質の変更	・土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。 ・法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。 ・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。 ・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とする。 ・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とする。
	遮蔽	・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮する。

### (3) 両国橋周辺地区

#### ① 区域

両国橋周辺地区の区域は、道志村行政界、道志川河川区域、国道 413 号に囲まれる、道志村の東部玄関口にあたる右図の範囲とします。

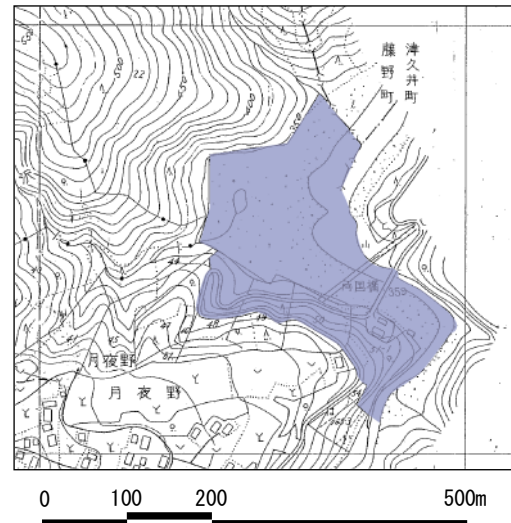


図 両国橋周辺地区

#### ② 地区の景観の現況と課題

##### ◆道志村の玄関口における山間レクリエーション地の景観

- ・相模原市との境界部、道志村の玄関口に立地し、道志川河川敷にキャンプ場、国道 413 号沿道の僅かな平場の付属施設からなる山間レクリエーション地の景観が展開します。
- ・道志村の玄関口にふさわしい、自然環境と一体となった景観の形成が重要です。河川敷においては道志川の自然景観と調和する護岸、施設整備が重要です。国道 413 号沿道では、大規模な擁壁の緑化など、周辺の山地自然環境と調和する景観の形成が重要です。
- ・現在、民間施設の屋外広告物に加え、道路工事に伴う標識類や道志村の紹介を行う公共の屋外広告物が限られた空間に多数設置され、乱雑な印象を与えています。民間、公共それぞれが、道志村の玄関口にふさわしい、周辺の山地景観と調和し、質の高い屋外広告物を掲示することが重要です。



道志村の玄関口である両国橋周辺のレクリエーション地景観



道志川河川敷のレクリエーション地景観（キャンプ場）

### ③ 良好な景観の形成に関する方針

P.96 の「③ 道志村における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」および下記事項が、「良好な景観の形成の方針」となります。

#### 〔両国橋周辺地区の将来目標〕

#### 道志川や山地の自然環境と一体となった道志村の玄関口

道志村の玄関口にふさわしい、両国橋を取り囲む山地および道志川の渓谷の自然景観と調和する観光レクリエーション地の景観の形成を目指します。

#### 〔両国橋周辺地区の良好な景観の形成に関する方針〕

##### □ 両国橋を取り囲む山地および道志川の渓谷の自然景観との調和



- 道志村の玄関口に出現している大規模な法面等の構造物と自然景観が調和する景観の形成を目指します。



- 道志川および周辺山地の自然景観と調和する観光レクリエーション地の景観の形成を目指します。

##### □ 道志村にふさわしい落ち着いたきのある玄関口の景観の形成



- 道志村にふさわしい、落ち着いたきのある玄関口の景観の形成を目指します。
- 屋外広告物の整理、集約化を図り、落ち着いたきのある景観の形成を目指します。

## ④ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

## i) 届出対象行為

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が <math>10 \text{ m}^2</math>*<sup>1</sup> を超える建築物</li> <li>*1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。</li> </ul>	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突	高さ 6m を超えるもの* <sup>2</sup>
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	高さ 15m を超えるもの* <sup>2</sup>
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの	高さ 4m を超えるもの* <sup>2</sup>
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの	高さ 8m を超えるもの* <sup>2</sup>
	⑤擁壁	高さ 2m を超えるもの* <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の面積が <math>1,000 \text{ m}^2</math>*<sup>3</sup> 以上のもの</li> <li>*3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が 90 日を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 <math>1,000 \text{ m}^2</math> を超えるもの*<sup>4</sup></li> <li>*4) 山梨県大規模行為届出制度</li> </ul>	

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のものの新設等は届出対象行為となります。

## ii) 景観形成基準

対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後の山稜線との調和に配慮する。</li> <li>・道志川に迫る山地の自然景観、道志川の景観と調和する、落ち着きのある形態、意匠となるよう工夫する。</li> <li>・壁面の意匠は、全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>・外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、黒、灰色、暗茶など、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> <li>・壁面（4/5）の色彩は、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> </ul>
	規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の自然景観との調和に配慮した材料を使用する。</li> <li>・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用する。</li> </ul>
	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。</li> <li>・周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とする。</li> <li>・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮する。</li> </ul>
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔等は必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とする。</li> </ul>

対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては緑化に努める。</li> <li>・地域の特性にあった樹木の植栽に努める。</li> <li>・大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮する。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮する。</li> </ul>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。</li> <li>・法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。</li> <li>・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とする。</li> <li>・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とする。</li> </ul>
	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮する。</li> </ul>

#### (4) 長又矢頭山周辺地区

##### ① 区域

長又矢頭山周辺地区の区域は、村道鳥屋沢線、林道鳥屋沢線と村道西向線に挟まれる矢頭山の右図の範囲とします。

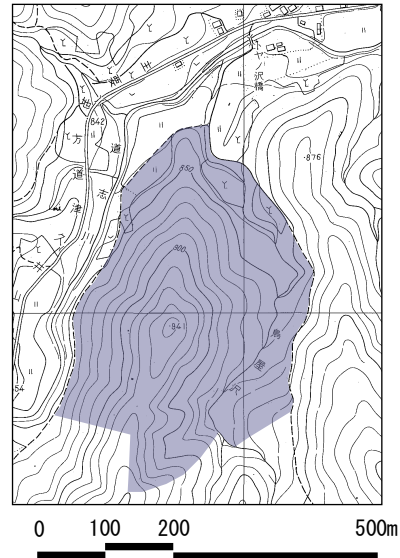


図 長又矢頭山周辺地区

##### ② 地区の景観の現況と課題

###### ◆鳥屋沢沿い人工林内のキャンプ場等の観光レクリエーション地の景観

- 人工林が広がる山地において、キャンプ場が鳥屋沢に沿って立地します。
- 鳥屋沢の河川景観、人工林の樹林地景観と調和するキャンプ上等、観光レクリエーション地の景観の形成が重要です。



樹林地内のキャンプ場の景観

###### ◆兜岩や試し切り石、頼朝の豪弓などの、源頼朝伝説に係る文化的資源の景観

- 兜岩や試し切り石、頼朝の豪弓など、源頼朝伝説にちなむ文化的資源が点在します。これらの資源を周辺景観とともに一体的に保全を図ることが重要です。



樹林地内の源頼朝伝説に係る文化的な景観（兜岩）

###### ◆地域住民による歴史、文化的資源を活かした景観づくり

- 地域住民により矢頭山登山道や源頼朝伝説にちなむ資源に関する解説板の整備が行われています。このような地域住民の取組みが継続するように、支援方策の整備が重要です。



地域住民による文化的資源の活用



### ③ 良好な景観の形成に関する方針

P.96 の「③ 道志村における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」および下記事項が、「良好な景観の形成の方針」となります。

#### 〔長又矢頭山周辺地区の将来目標〕

#### 兜岩や試し切り石、頼朝の豪弓などの、源頼朝伝説に係る文化的資源、矢頭山などの自然資源の保全活用

兜岩などの文化的な資源、矢頭山などの自然資源を保全するとともに、地域住民との協働による、それら資源を結ぶ散策ルートの設定およびルート周辺における良好な景観の形成を目指します。

#### 〔長又矢頭山周辺地区の良好な景観の形成に関する方針〕

##### □ 周辺の樹林地景観と一体となった文化的な資源の保全



- 文化的な資源の保全を図るとともに、周辺の樹林地の維持管理を図り、文化的な資源及びその周辺景観の一体的な保全を目指します。

##### □ 地域住民との協働による文化的な資源の活用



- 地域住民との協働により、文化的な資源への通路（散策路）、サイン整備を推進し、文化的な資源の活用を促進します。

## ④ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

## i) 届出対象行為

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が <math>10 \text{ m}^2</math>*<sup>1</sup> を超える建築物</li> <li>*1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。</li> </ul>	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突	高さ 6m を超えるもの* <sup>2</sup>
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	高さ 15m を超えるもの* <sup>2</sup>
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの	高さ 4m を超えるもの* <sup>2</sup>
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの	高さ 8m を超えるもの* <sup>2</sup>
	⑤擁壁	高さ 2m を超えるもの* <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の面積が <math>1,000 \text{ m}^2</math>*<sup>3</sup> 以上のもの</li> <li>*3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が 90 日を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 <math>1,000 \text{ m}^2</math> を超えるもの*<sup>4</sup></li> <li>*4) 山梨県大規模行為届出制度</li> </ul>	

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のものの新設等は届出対象行為となります。

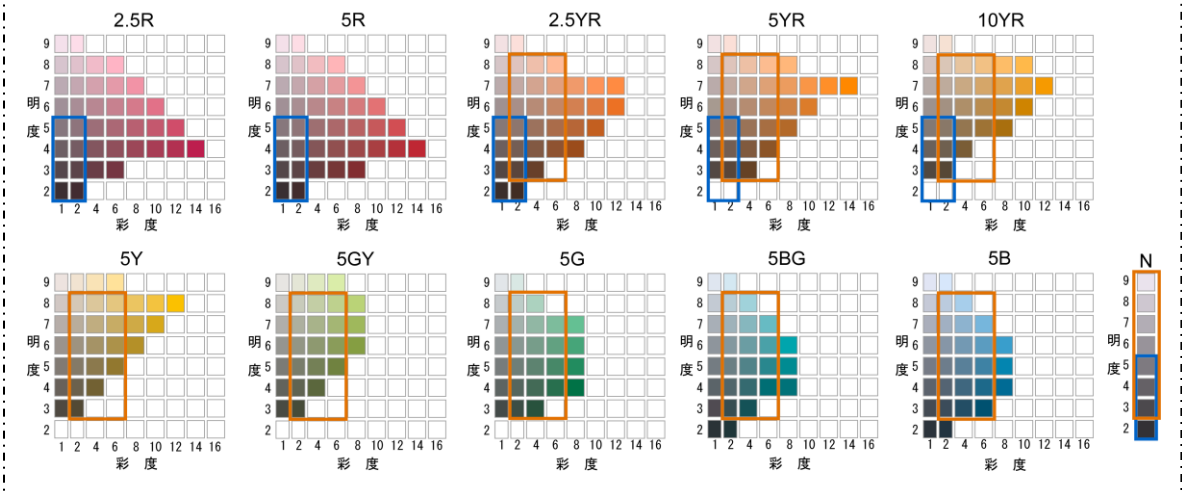
ii) 景観形成基準

対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後の山稜線との調和に配慮する。</li> <li>・道志川、国道 413 号沿道の自然景観と調和する、落ち着いたある形態、意匠となるよう工夫する。</li> <li>・壁面の意匠は、全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>・外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、黒、灰色、暗茶など、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> <li>・壁面（4/5）の色彩は、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【推奨色】</b></p> <p>■ 屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、2.5R～10YR</li> <li>・彩度 1 以上 2 以下、明度 2 以上 5 以下</li> </ul> <p>■ 外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、2.5YR～5B</li> <li>・彩度 2 以上 6 以下、明度 3 以上 8 以下（色相 N は 3 以上 9 以下）</li> </ul> <p>※自然素材（木材、自然石材、茅（屋根材）等）は除く。</p> </div>

**【推奨色の例】**

屋根基準と外壁基準の枠で囲った範囲が、本地域における推奨色を示しています。  
※彩度は 1 以上を表示

屋根基準  
 外壁基準



対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	規模	・周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮する。
	素材	・周辺の自然景観との調和に配慮した材料を使用する。 ・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用する。
	位置	・道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。 ・周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とする。 ・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮する。
	高さ	・鉄塔等は必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とする。
	緑化	・敷地内においては緑化に努める。 ・地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 ・建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮する。
	その他	・屋外階段、ベランダ等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区画形質の変更	・土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。 ・法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。 ・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。 ・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とする。 ・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とする。
	遮蔽	・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮する。

## (5) 水源の郷眺望点周辺地区 ～四里塚周辺地区～

### ① 区域

「水源の郷眺望点周辺地区 ～四里塚周辺地区～」の区域は、四里塚から富士山への眺望において眼下に広がる田園景観が展開する下図の範囲とします。

具体的には、概ね、東区域界は道志やまゆりセンター、西区域界は神地橋東方、北区域界は集落域北端（林班界等）、南の区域界は道志川右岸で囲まれる区域です。

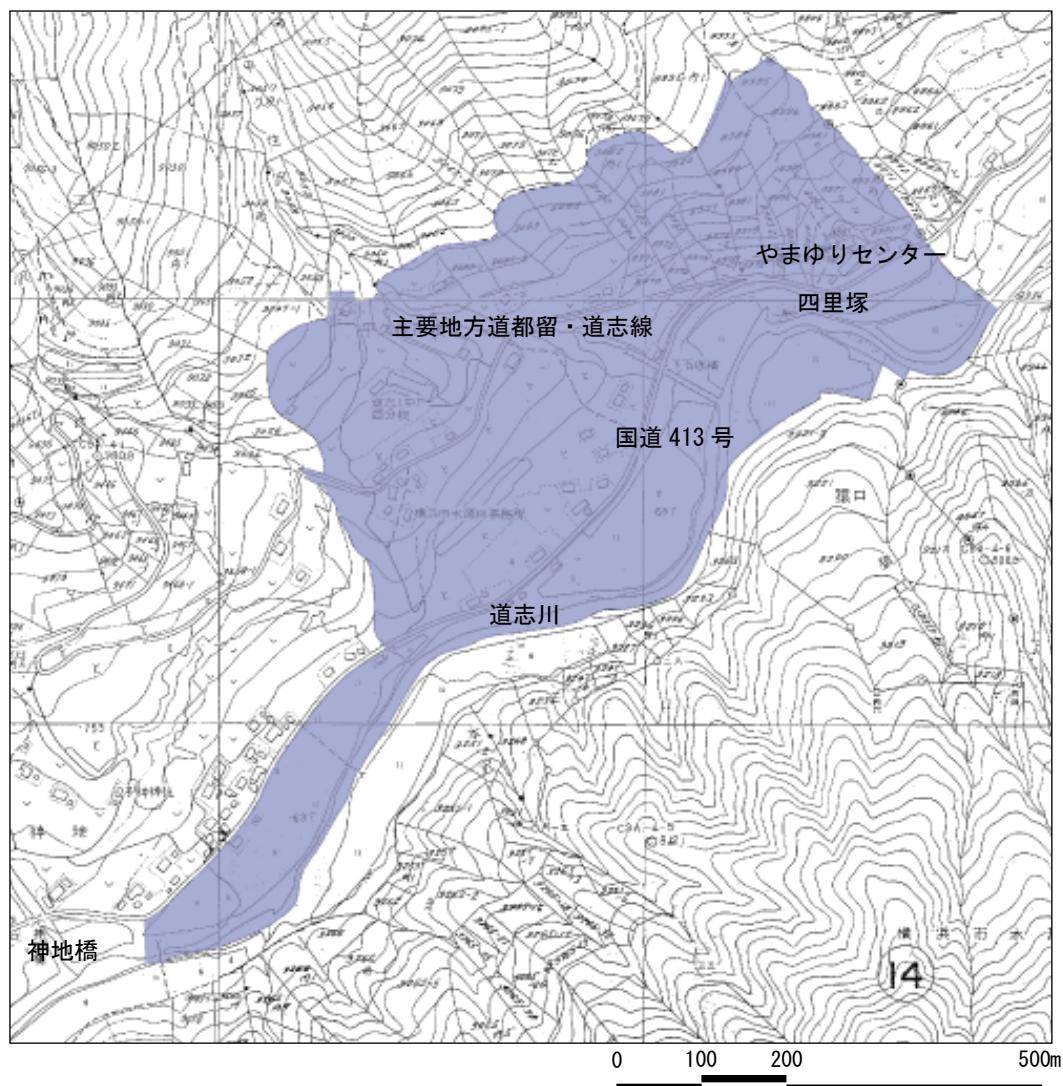


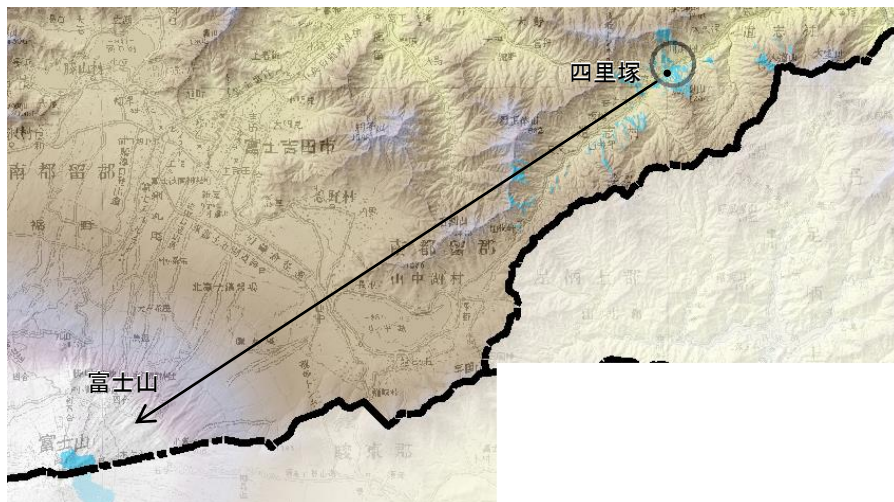
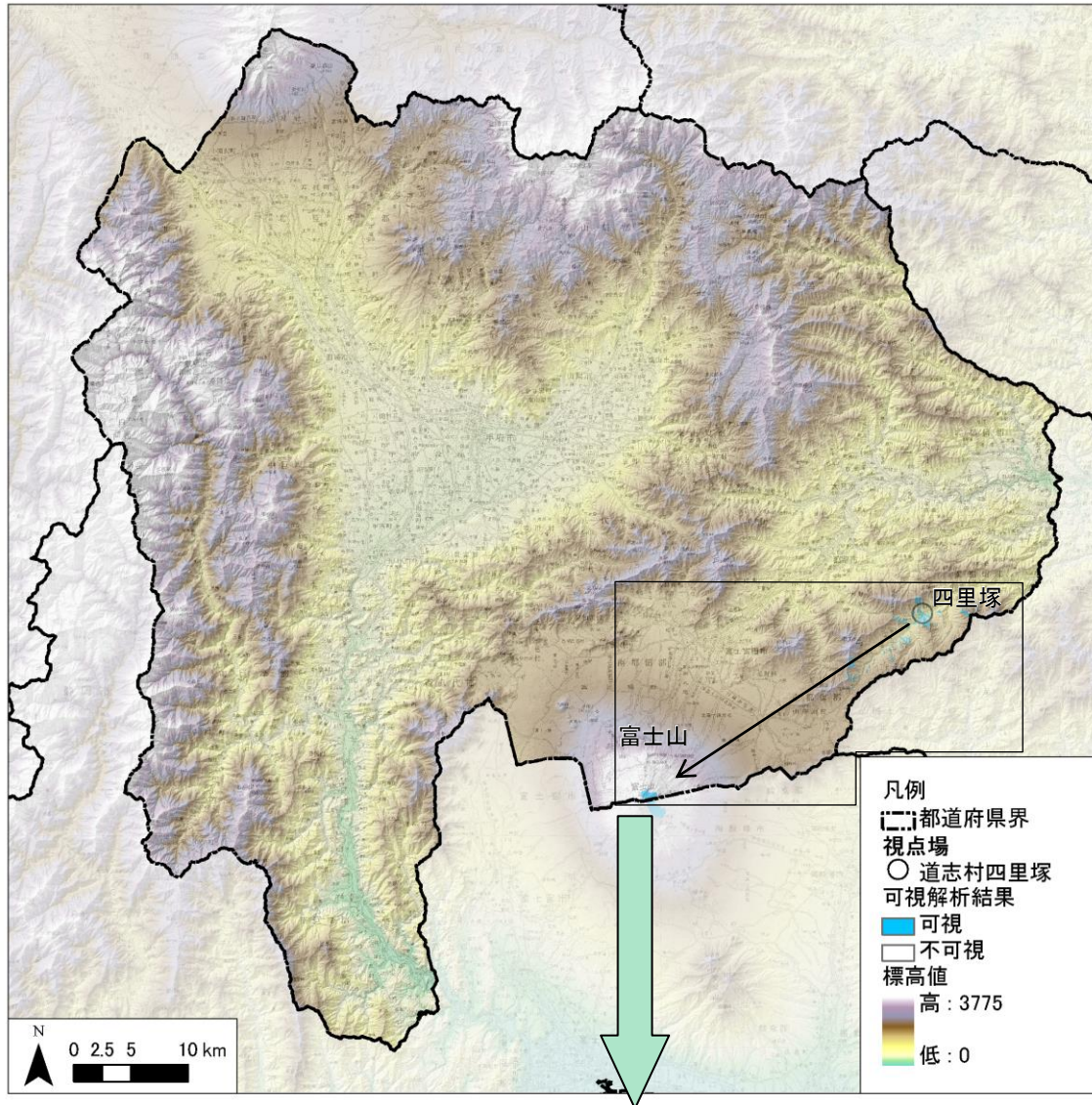
図 水源の郷眺望点周辺地区～四里塚周辺地区～



四里塚から富士山への眺望景観

【参考：四里塚を視点場とし、数値標高モデルを用いた可視解析結果】

四里塚からは、遠景に富士山、前景に眼下の道志川沿いの水田、国道 413 号沿いの集落、道坂峠から道志川方向にのびる山稜線部、御正体山から山伏峠にのびる山稜線を望む眺望景観が得られます。



## ② 地区の景観の現況と課題

### ◆遠方に富士山、眼下に道志川が流れ、水田、集落が展開する眺望景観

- ・四里塚からは。遠方に富士山を望み、その手前に道志村を取り囲む御正体山（みしょうたいざん）等山々の山稜が幾重にも重なってスカイラインを形成し、眼下には道志川と河川沿いに水田が広がり、国道 413 号沿いに集落が立地する眺望景観を体験できます。
- ・「平成 23 年度道志村景観アンケート調査」における「住まい周辺の大切にしたい、来訪者に見てもらいたい景観」では、村民等の方々から「道路（国道 413 号等）から見た富士山」が最も多く挙げられました。

上記の四里塚周辺（四里塚の他、やまゆりセンター、唐沢のバス停、国道 413 号等）から富士山への眺めは、他の視点場からの眺めに比べ、多くの回答をいただき、村民等に親しまれた眺めとなっています。

- ・富士山への眺めの保全および眼下の道志川、水田、集落が調和した田園景観の保全が重要です。



四里塚から富士山への眺望景観

### ◆富士山への眺めが得られる視点場における展望地の景観

- ・道志七里の四里塚であり、富士山を望むことができる視点場として東屋、展望デッキ、解説板等のサインが整備されています。
- ・展望地の整備においては、周辺の自然景観との調査を図るとともに、富士山への眺めが阻害されないように周辺樹木を適正に維持管理することが重要です。



四里塚の展望地

### ③ 良好な景観の形成に関する方針

P.96 の「③ 道志村における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」および下記事項が、「良好な景観の形成の方針」となります。

〔水源の郷眺望点周辺地区 ～四里塚周辺地区～ の将来目標〕

#### 富士山、道志村の山並み、道志川、水田、集落が一望できる 道志村を代表するふるさと眺望景観

遠方に富士山を望み、その手前に道志村を取り囲む御正体山等山々の山稜が幾重にも重なってスカイラインを形成し、眼下には道志川と河川沿いに水田が広がり、国道 413 号沿いに集落が立地する、ふるさと眺望景観の形成を目指します。

〔水源の郷眺望点周辺地区 ～四里塚周辺地区～の良好な景観の形成に関する方針〕

- 富士山への眺望の確保
- 富士山の手前に幾重にも重なる山稜線によるスカイラインの保全
- 眼下に広がる、道志川、水田等の農地、国道 413 号沿道の集落が互いに調和し、一体となる田園景観の形成



・富士山への眺望を将来にわたり確保します。

・山稜線によるスカイラインを保全します。

・道志川の自然景観、農地景観と調和する集落景観を形成します。  
・広がりのある水田景観は村内でも限られることから、営農を継続し、農の景観の保全を図ります。

- 道志村を代表する眺望景観を得られる場としてふさわしい視点場の景観の形成



・道志村を代表する眺望景観を保全するため、適正に樹木の維持管理を推進します。

・道志村を代表する眺望景観を誰もが体験でき、理解を深めることのできる展望地の形成を目指します。



## ④ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

## i) 届出対象行為

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が <math>10 \text{ m}^2</math>*<sup>1</sup> を超える建築物</li> <li>*1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。</li> </ul>	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突	高さ 6m を超えるもの* <sup>2</sup>
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	高さ 15m を超えるもの* <sup>2</sup>
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの	高さ 4m を超えるもの* <sup>2</sup>
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの	高さ 8m を超えるもの* <sup>2</sup>
	⑤擁壁	高さ 2m を超えるもの* <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の面積が <math>1,000 \text{ m}^2</math>*<sup>3</sup> 以上のもの</li> <li>*3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が 90 日を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 <math>1,000 \text{ m}^2</math> を超えるもの*<sup>4</sup></li> <li>*4) 山梨県大規模行為届出制度</li> </ul>	

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のものの新設等は届出対象行為となります。

ii) 景観形成基準

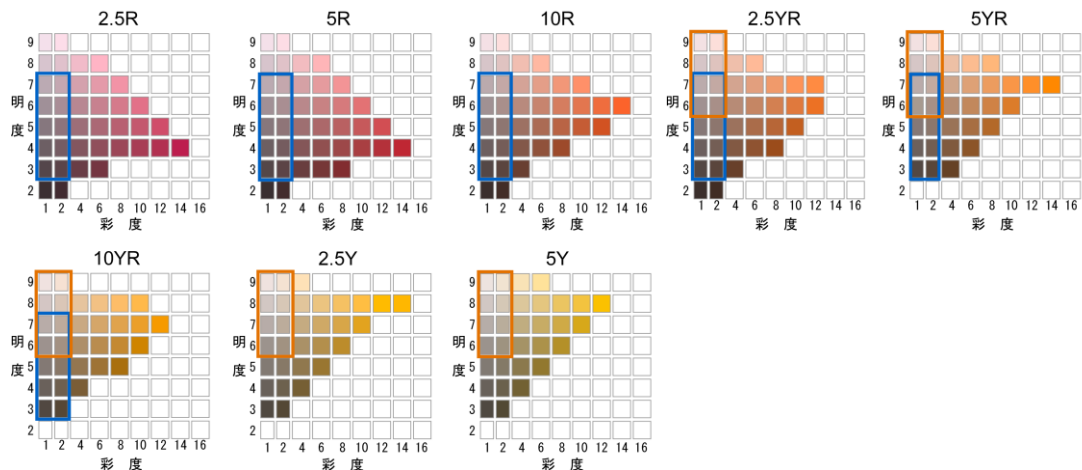
対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山への眺望を阻害しないように、建築物新築等の計画を検討する。</li> </ul>
	形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山前面に御正体山等から延びる山稜線によって形成されるスカイラインを分断しないように配慮する。</li> <li>上記スカイラインを形成する山体、道志川の自然景観、河川沿いに広がる水田景観と調和する、落ち着いた意匠となるよう工夫する。</li> <li>壁面の意匠は、全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>屋根の色彩は、黒、灰色、暗茶など、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> <li>壁面（4/5）の色彩は、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【推奨色】</b></p> <p>■ 屋根</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色相 N、2.5R～10YR</li> <li>彩度 0.5 以上 2 以下、明度 3 以上 7 以下（色相 N は 3 以下）</li> </ul> <p>■ 外壁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>色相 N、2.5YR～5Y</li> <li>彩度 0.5 以上 2.5 以下、明度 6 以上 9 以下（色相 N も同様）</li> </ul> <p>※自然素材（木材、自然石材、茅（屋根材）等）は除く。</p> </div>

【推奨色の例】

屋根基準と外壁基準の枠で囲った範囲が、本地域における推奨色を示しています。

※彩度は 1 以上を表示

屋根基準  
 外壁基準



対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	規模	・周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮する。
	素材	・周辺の自然景観との調和に配慮した材料を使用する。 ・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用する。
	位置	・道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。 ・周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とする。 ・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮する。
	高さ	・鉄塔等は必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とする。
	緑化	・敷地内においては緑化に努める。 ・水源の郷眺望点からの眺望を阻害しないように、樹木の維持管理を適正に行う。 ・地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 ・建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮する。
	その他	・屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区画形質の変更	・土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。 ・法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。 ・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。 ・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とする。 ・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とする。
	遮蔽	・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮する。

## (6) 農拠点周辺地区 ～釜之前周辺地区～

### ① 区域

「農拠点周辺地区 ～釜之前周辺地区～」の区域は、国道413号と道志川に挟まれ、東端を馬橋、西端をやまゆりセンター駐車場東境界としてクレソンの圃場が展開する右図の範囲とします。

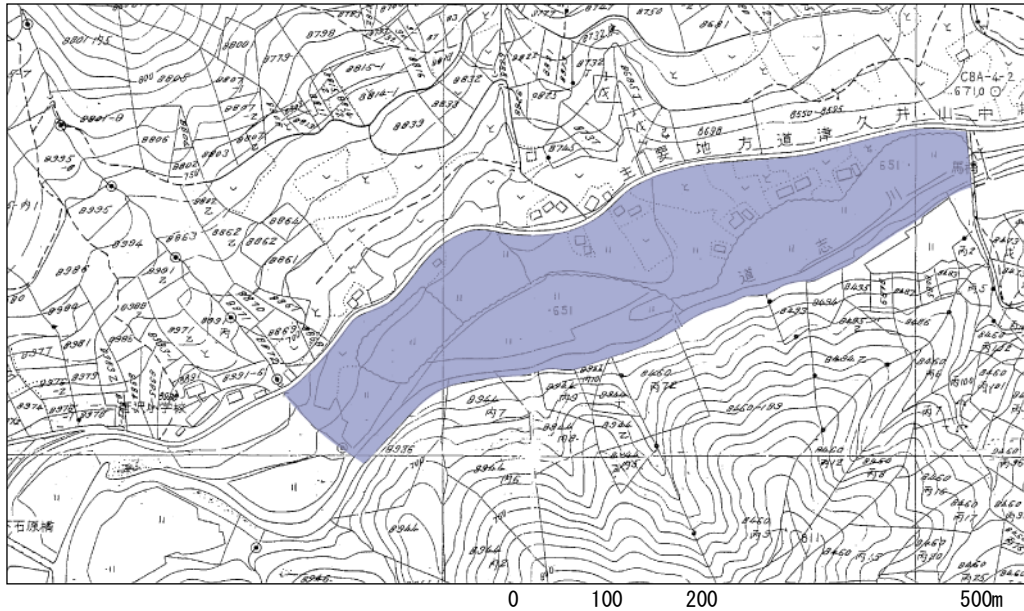


図 農拠点周辺地区 ～釜之前周辺地区～

### ② 地区の景観の現況と課題

#### ◆清流に育まれたクレソンの圃場と集落、道志川兩岸に迫る山並みからなる田園景観

- ・釜之前、川原畑集落の前面、道志川沿いの限られた平地のかつての水田に、道志村の特産物であるクレソンが栽培され、道志川の兩岸に迫る山並みがスカイラインを形成する、うるおいのある田園景観が展開します。
- ・道志村の特産物であるクレソンの圃場を中心とした、道志村の文化的な景観および周囲を囲む山並みのスカイラインを保全することが重要です。
- ・うるおいのある田園景観を保全するためには、栽培に必要となる大量の水の確保、用水路の整備、維持管理も重要であり、営農環境の総合的な整備を検討する必要があります。



山地に囲まれ潤いのあるクレソンの圃場と集落が一体となった田園景観（大原荘前より東方を望む）

### ③ 良好な景観の形成に関する方針

P.96 の「③ 道志村における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」および下記事項が、「良好な景観の形成の方針」となります。

〔農拠点周辺地区 ～釜之前周辺地区～ の将来目標〕

#### 道志村の特産物であるクレソンの圃場と集落、周囲を取り囲む山並みが一体となったうるおいのある文化的な景観

道志村の特産物であるクレソンの圃場と集落、周囲を取り囲む山並みが一体となっている、うるおいのある田園景観を継承することにより、道志村の産業を示す文化的な景観の保全、活用を目指します。

〔農拠点周辺地区 ～釜之前周辺地区～ の良好な景観の形成に関する方針〕

- クレソンの圃場のうるおいのある景観の保全
- クレソン圃場、周囲の山並みと調和する集落景観の形成

•本地区の景観のスカイラインを形成する山稜線の保全を目指します。

•潤いのあるクレソンの圃场景観、周囲を取り囲む山地自然景観と調和する集落景観の形成を目指します。



•クレソンの圃場の潤いのある農地景観の保全を図ります。

## ④ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

## i) 届出対象行為

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積が <math>10 \text{ m}^2</math>*<sup>1</sup> を超える建築物</li> <li>*1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。</li> </ul>	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突	高さ 6m を超えるもの* <sup>2</sup>
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	高さ 15m を超えるもの* <sup>2</sup>
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの	高さ 4m を超えるもの* <sup>2</sup>
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの	高さ 8m を超えるもの* <sup>2</sup>
	⑤擁壁	高さ 2m を超えるもの* <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域の面積が <math>1,000 \text{ m}^2</math>*<sup>3</sup> 以上のもの</li> <li>*3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が 90 日を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 <math>1,000 \text{ m}^2</math> を超えるもの*<sup>4</sup></li> <li>*4) 山梨県大規模行為届出制度</li> </ul>	

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のものの新設等は届出対象行為となります。

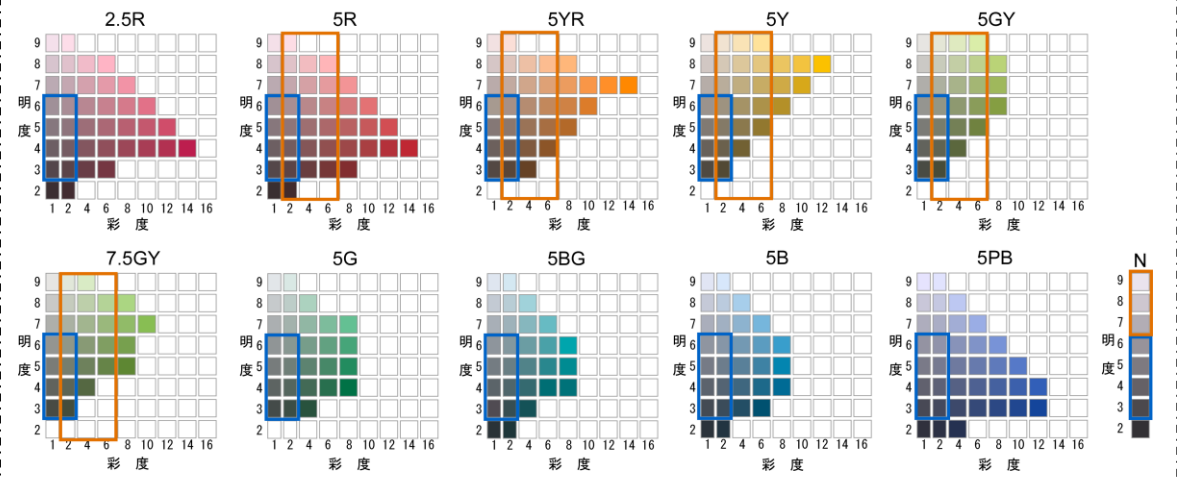
ii) 景観形成基準

対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	形態、意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区を取り囲む山稜線によるスカイラインを保全するとともに、スカイラインとの調和に配慮する。</li> <li>・落ち着いたある田園景観と調和する形態、意匠となるよう工夫する。</li> <li>・屋根の形状は勾配屋根で適度な軒の深さを確保するなど、既存の集落景観と調和するよう工夫する。</li> <li>・壁面の意匠は、全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>・外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、建築物等の本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、黒、灰色、暗茶など、集落の既存の建築物の屋根および周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> <li>・壁面（4/5）の色彩は、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><b>【推奨色】</b></p> <p><b>■ 屋根</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、2.5R～5PB</li> <li>・彩度 1 以上 2 以下、明度 3 以上 6 以下（色相 N は 3 以上 6 以下）</li> </ul> <p><b>■ 外壁</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・色相 N、5R～7.5GY</li> <li>・彩度 2 以上 6 以下、明度 1 以上 9 以下（色相 N は 7 以上 9 以下）</li> </ul> <p>※自然素材（木材、自然石材、茅（屋根材）等）は除く。</p> </div>

【推奨色の例】

屋根基準と外壁基準の枠で囲った範囲が、本地域における推奨色を示しています。  
 ※彩度は 1 以上を表示

屋根基準  
 外壁基準



対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	規模	・周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努める等、周辺の景観との調和に配慮する。
	素材	・周辺の自然景観との調和に配慮した材料を使用する。 ・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用する。
	位置	・道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。 ・周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とする。 ・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮する。
	高さ	・鉄塔等は必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とする。
	緑化	・敷地内においては緑化に努める。 ・地域の特性にあった樹木の植栽に努める。 ・建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮する。
	その他	・屋外階段、バルコニー等建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、建築物等の本体との調和に配慮する。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区画形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の区画形質の変更は、周辺の地形、クレスン圃場との調和に配慮し、必要最小限とする。</li> <li>・法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。</li> <li>・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とする。</li> <li>・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とする。</li> </ul>
	遮蔽	・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮する。



## 4. 一般地域

### ①届出対象行為（行為種別、規模）

対象行為	対象規模	
建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延床面積が <math>10 \text{ m}^2</math>*<sup>1</sup>を超える建築物</li> <li>*1) 建築基準法に基づき建築工事届が必要な行為規模。</li> </ul>	
工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	①煙突	高さ 6mを超えるもの* <sup>2</sup>
	②RC柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他類似のもの（旗ざお、架空電線路用、保安通信設備用を除く）	高さ 15mを超えるもの* <sup>2</sup>
	③広告塔、広告板、記念塔その他類似のもの	高さ 4mを超えるもの* <sup>2</sup>
	④高架水槽、物見塔その他類似のもの	高さ 8mを超えるもの* <sup>2</sup>
	⑤擁壁	高さ 2mを超えるもの* <sup>2</sup>
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発区域の面積が <math>1,000 \text{ m}^2</math>*<sup>3</sup>以上のもの</li> <li>*3) 道志村開発行為指導要綱に基づく事前協議を要する規模</li> </ul>	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※堆積期間が 90 日を超えるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品の高さ 5m 又はその用に供されている土地の面積 <math>1,000 \text{ m}^2</math>を超えるもの*<sup>4</sup></li> <li>*4) 山梨県大規模行為届出制度</li> </ul>	

\*2) 工作物に関しては、建築基準法に基づき確認申請が必要となる用途、規模のものの新設等は届出対象行為となります。

## ②良好な景観の形成に関する方針

「**③** 道志村における良好な景観の形成に向けた基本的な考え方」が一般地域における「良好な景観の形成に関する方針」となります。上記「**③**」の景観構造の「山地上部・奥山エリア」が区域区分の「奥山水源林景観エリア」に対応し、以下同様に、「田園背景山地区域」が「山地・里山景観エリア」、「道志川沿川・国道413号沿道エリア」が「道志川沿川田園景観エリア」に対応します。(P61 区域区分図 参照)

## ③景観形成基準

対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	形態、意匠	<b>【各エリア共通基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の山地の自然景観および山稜線によるスカイラインと調和する、落ち着いたある形態、意匠となるよう工夫する。</li> <li>・長大な一様の壁面は避け分節化を図るなど、周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努める。</li> <li>・壁面等の意匠のつりあいに配慮し、周辺の建築物等と全体としてまとまりのある意匠とする。</li> <li>・外壁又は屋外に設ける設備は露出しないようにし、大規模建築物等の本体及び周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・屋外階段、ベランダ等大規模建築物等の本体と一体をなすものを設ける場合には、大規模建築物等の本体との調和に配慮する。</li> </ul>
		<b>【道志川沿川田園景観エリア追加基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の形状は勾配屋根で適度な軒の深さを確保するなど、既存の集落景観と調和するよう工夫する。</li> <li>・国道413号南側沿道（谷側）においては、道路より地盤面が低く、建築物正面が国道と反対側になる場合、建築物背面（国道側）を単に裏側とせず、主な視点場としての国道に配慮して形態、意匠を工夫する。</li> </ul>
	色彩	<b>【各エリア共通基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
		<b>【道志川沿川田園景観エリア追加基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根の色彩は、黒、灰色、暗茶など、集落の既存の建築物の屋根および周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> <li>・壁面（4/5）の色彩は、周辺の自然景観と調和する、できるだけ落ち着いた色彩とする。</li> </ul>

対象行為	項目	景観形成基準
建築物・工作物の新築・建設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	素材	<b>【各エリア共通基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観との調和に配慮した材料を使用する。</li> <li>・地域特有の材料や天然の材料をできるだけ活用する。</li> <li>・耐久性及び耐候性に優れた材料の使用に努める。</li> </ul>
	位置	<b>【各エリア共通基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退する。</li> <li>・周辺及び敷地内の建築物等との調和に配慮した配置とする。</li> <li>・既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすよう配慮する。</li> </ul>
		<b>【奥山水源林景観エリア、山地・里山景観エリア追加基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業予定地が山稜線付近の場合、山稜線が形成するスカイラインを阻害しないように、建築物、工作物の位置を工夫する。</li> <li>・国道 413 号や「水源の郷眺望点」からの眺めにおいて、大規模な建築物や工作物が山腹に露出し眺望景観を阻害しないように、位置を工夫する。</li> </ul>
		<b>【道志川沿川田園景観エリア追加基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 413 号や「水源の郷眺望点」から富士山、道志川への眺望に配慮し、位置を工夫する。</li> </ul>
	高さ	<b>【各エリア共通基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔等は必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則 30m 以下とする。</li> </ul>
	緑化	<b>【山地・里山景観エリア、道志川沿川田園景観エリア共通基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内においては緑化に努める。</li> <li>・地域の特性にあった樹木の植栽に努める。</li> <li>・建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮する。</li> </ul>
		<b>【道志川沿川田園景観エリア追加基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 413 号から富士山、道志川への眺望に配慮し、適正に樹木等の維持管理を行う。</li> </ul>
	その他	<b>【各エリア共通基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮する。</li> <li>・優れた景観を有する山岳等又は貴重な歴史的建造物の近傍にあつては、勾配のある屋根を設けるように配慮する。</li> </ul>
<b>【道志川沿川田園景観エリア追加基準】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 413 号北側沿道（山側）において、道路側に擁壁を整備する場合、田園景観と調和する材料、形態、意匠となるよう修景に工夫する。</li> </ul>		

対象行為	項目	景観形成基準
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	区画形質の変更	<p><b>【山地・里山景観エリア、道志川沿川田園景観エリア共通基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の区画形質の変更は、周辺の地形との調和に配慮し、必要最小限とする。</li> <li>・法面が生じる場合、一様な大規模なものとならないように、複数段に分け、勾配を緩やかにする等配慮を行う。</li> <li>・擁壁が生じる場合、周辺と調和する材料、形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>・残地の樹木、河川・水辺等の自然環境を極力保全し、活用するよう配慮する。区画形質の変更後は、周辺との調和に配慮し、敷地の緑化を行う。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	堆積方法	<p><b>【山地・里山景観エリア、道志川沿川田園景観エリア共通基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積を行う位置は、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所に接する敷地境界線からできるだけ離れた位置とする。</li> <li>・積み上げにあたっては、できるだけ低いものとし、整然とした集積又は貯蔵とする。</li> </ul>
	遮蔽	<p><b>【山地・里山景観エリア、道志川沿川田園景観エリア共通基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地の周囲の植栽を行う等、道路等の公衆の通行し、又は集合する場所からの遮蔽に配慮する。</li> </ul>

## 5. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

道路等公共の場所から望むことができ、以下の方針に該当する建造物を「景観重要建造物」として指定します。

- ・道志村及び当該地域の歴史、文化的な特徴を有し、保全する必要がある建造物
- ・住民、事業者、観光客に親しまれている建造物
- ・地域のシンボルやランドマークとなっている建造物
- ・未指定の文化財に位置づけている建造物

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

道路等公共の場所から望むことができ、以下の方針に該当する樹木を「景観重要樹木」として指定します。

- ・道志村及び当該地域の歴史、文化を感じさせる樹木
- ・住民、事業者、観光客に親しまれている樹木
- ・地域のシンボルやアイストップ等、景観形成上重要な役割を有している樹木
- ・未指定の文化財に位置づけている樹木

## 6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

道志村の中心を西から東に、多くの沢と合流しながら流下する道志川、道志村の代表的な観光施設である道志の湯の脇を流れる室久保川、道志川に沿う幹線道路の国道413号、都留市と連絡する主要地方道都留・道志線、道志の湯に至る村道室久保線は道志村の重要な景観構成要素です。

道志村が景観形成の目標を実現するためには、これら公共施設の整備に際して、当該公共施設の周辺の自然環境や田園等の景観と調和した整備を行うことが重要です。

そのため、以下に、景観法に基づく「景観重要公共施設の整備に関する事項」（景観法第8条第2項第4号ロ）を定めます。

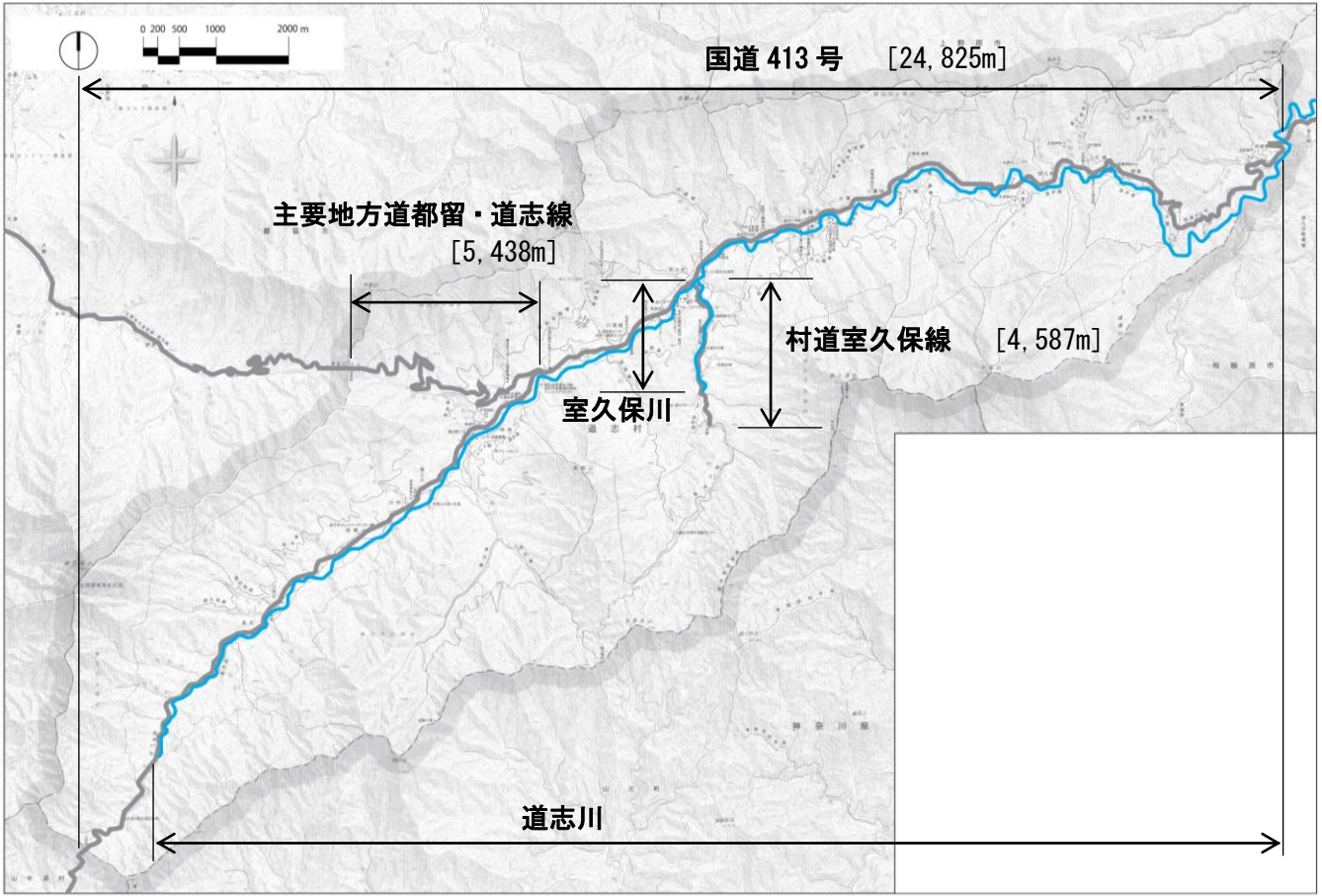
景観重要公共施設の整備にあたっては、道志村景観計画に基づき、当該施設周辺で展開する道志村の「美しい村づくり」、観光地づくりの取り組みと調整を図る等、道志村の良好な景観の形成を推進します。

### (1) 道志村における景観重要公共施設の位置づけ

道志村の景観の重要な構成要素となっている、道志川、室久保川の河川と、重要な景観軸である国道413号、主要地方道都留・道志線、村道室久保線の道路を「景観重要公共施設」として位置づけます。

■表－景観重要公共施設一覧

名 称	指定範囲（区間、住所）	施設管理者
■道路		
国道413号	道志村内全区間	山梨県
主要地方道都留・道志線	道志村内全区間	山梨県
村道室久保線	国道413号の交差点～的様間	道志村
■河川		
道志川	道志村内河川区域	山梨県
室久保川	道志の湯～道志川合流点間の河川区域	山梨県



図一景観重要公共施設位置

## (2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

### ① 道路

#### i) 国道 413 号

##### 【現況】

国道 413 号は、道志村をほぼ道志川に沿って東西に貫く、村民、来訪者が利用する幹線道路です。

来訪者を迎える空間であり、道志川、道志川に迫る山並みや沿川の田園への眺め、富士山への眺めが得られる重要な視点場となっています。

##### 【景観重要公共施設の整備に関する事項】

道志川や山並み等への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、その色彩については周辺および眺望景観に配慮したものとします。道志村西部および東部の林地区間においては、樹林景観と調和するよう色彩、素材に配慮します。

また、重点地区内においては、法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和するよう形態、色彩等の意匠、素材、緑化等に配慮します。

電線類が道志川や山並みへの眺望に影響を及ぼす区間においては、引き込み用ポール等の位置、引き込み線の張り方の工夫などにより眺望の保全に配慮します。

#### ii) 主要地方道都留・道志線

##### 【現況】

主要地方道都留・道志線は、都留市と道志村を結ぶ重要な幹線道路です。

都留方面から来訪者を迎える空間であり、道坂トンネルの道志村側坑口付近は、道志村の南方の山並みへの眺めが得られる重要な視点場となっています。

##### 【景観重要公共施設の整備に関する事項】

道志村の山並み等への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、その色彩については周辺および眺望景観に配慮したものとします。大半を占める林地区間においては、樹林景観と調和するよう色彩、素材に配慮します。

また、重点地区内においては、法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和するよう形態、色彩等の意匠、素材、緑化等に配慮します。

電線類が道志川や山並みへの眺望に影響を及ぼす区間においては、引き込み用ポール等の位置、引き込み線の張り方の工夫などにより眺望の保全に配慮します。

国道 413 号との交差点周辺においては、道志村を代表する交通路の結節点として、



花壇の整備、花の育成等、賑わいのある景観形成を図ります。

### iii) 村道室久保線

#### 【現況】

村道室久保線は、国道 413 号と道志の湯、的様を結ぶ重要な道路です。

国道 413 号との交差点から道志の湯に向かうと、左手眼下に村内では限られる、比較的広がりのある田園景観が展開します。道志の湯に近づくと、室久保川沿いに道路は進み、山林を流れる道志川支流の自然景観が見え隠れし、的様付近では、植林地等の中を進み、樹林景観が展開します。

#### 【景観重要公共施設の整備に関する事項】

室久保川、沿川の田園への良好な眺めが得られる区間においては、防護柵の新設および改修時に眺望景観を阻害しないように、透過性に優れるパイプ式やロープ式等の形態の採用を検討します。また、その色彩については周辺および眺望景観に配慮したものとします。道志の湯周辺の森林区間においては、樹林景観と調和するよう色彩、素材に配慮します。

法面や擁壁が生じる場合、または法面や擁壁の改修については、周辺の自然景観と調和するよう形態、色彩等の意匠、素材、緑化等に配慮します。

電線類が道志川や山並みへの眺望に影響を及ぼす区間においては、引き込み用ポール等の位置、引き込み線の張り方の工夫などにより眺望の保全に配慮します。

国道 413 号との交差点周辺においては、道志村を代表する交通路の結節点として、花壇の整備、花の育成等、賑わいのある景観形成を図ります。

## ②河川

### i) 道志川

#### 【現況】

道志川は、道志村にとって重要な景観資源であり、道志村を象徴する自然景観です。

かつては河川から両岸の山並みへと自然景観が連続していました。近年は災害対策工事等により、護岸整備が進んでいます。

#### 【景観重要公共施設の整備に関する事項】

護岸整備等に際しては、多自然川づくりにより河川周辺の自然景観との調和・連続性への配慮を図ると共に、自然環境の保全を図ります。

また、親水性の向上に向けて、河川に下りる通路等の確保を図ります。

## ii) 室久保川

### 【現況】

室久保川は、道志村の重要な文化的な資源である、源頼朝伝説に関わる「的様」が存在し、道志森のコテージや道志の湯等の道志村を代表する観光施設の脇を流れる重要な景観資源です。

### 【景観重要公共施設の整備に関する事項】

護岸整備等に際しては、多自然川づくりにより河川周辺の自然景観との調和・連続性への配慮を図ると共に、自然環境の保全を図ります。

5

道志村における良好な  
景観の形成の推進方策



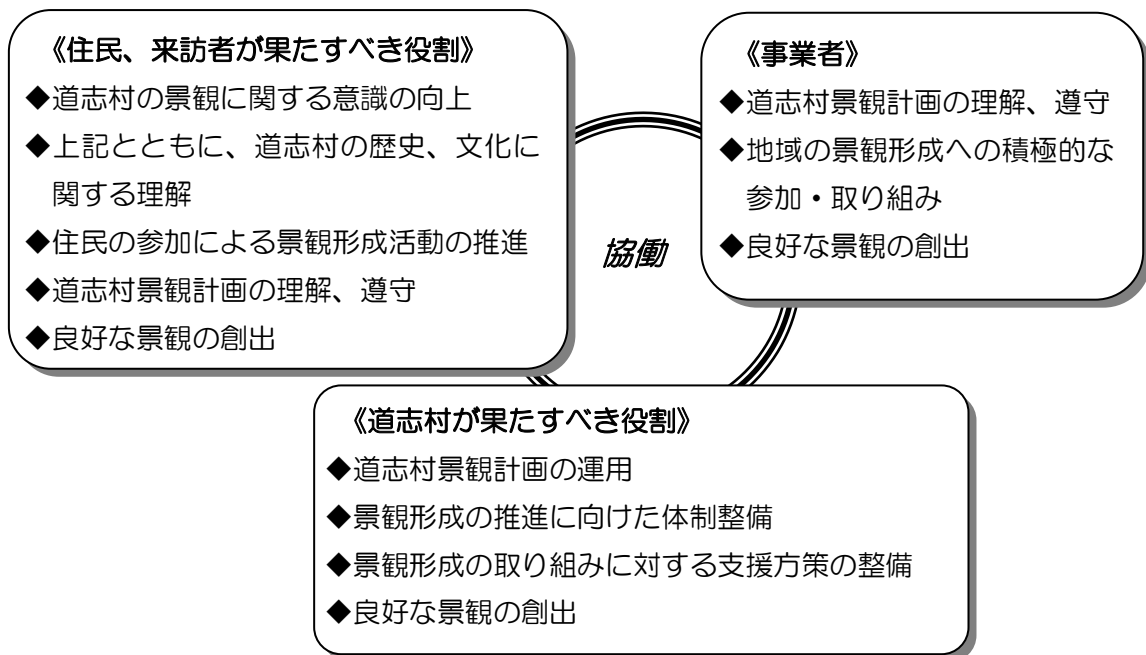
## 5 道志村における良好な景観の形成の推進方策

### 1. 各主体の役割

道志村の現在の景観は、道志村の自然環境、歴史・文化、そして、道志村住民の日々の営み、事業活動の積み重ねにより現れたものであり、住宅や店舗、農地、山林は道志村の景観の一部を構成しています。

ゆえに、「美しい村づくり」は、住民、事業者、来訪者、行政が協力して取り組むことが重要です。

その際に、各主体が果たすべき役割を以下に示します。

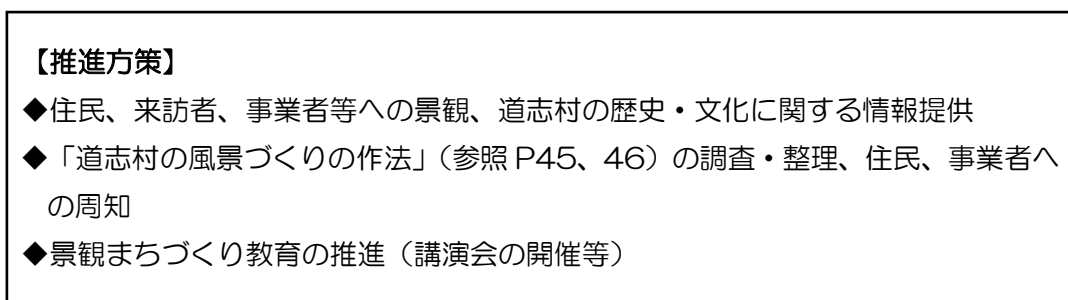


### 2. 道志村による良好な景観の形成に向けた取り組みの推進方策

#### (1) 景観に関する普及、周知

「道志村の景観形成の目標」の実現に向け、住民、事業者、来訪者、行政が道志村の景観に関する認識を深めることが重要です。

そのため、道志村の景観に関する情報を適時提供するとともに、普及、周知を図ります。



## (2) 景観形成活動の推進と仕組みづくり

道志村においては、これまでも住民、事業者による積極的な良好な景観形成に関わる取り組みがなされています。これまでの取り組みを支援するとともに、新たな取り組みを促進し、道志村全体で多様な取り組みが展開するように推進方策と仕組みづくりを図ります。

### 【推進方策】

- ◆ 村民、事業者等の自主的な景観形成に関する取り組みに対する支援方策整備
- ◆ 重点地区における取り組み支援等、住民同士の話し合いの機会の提供
- ◆ 道志村を物語る代表的な視点場と眺望景観の指定(道志村水源の郷眺望点(仮称))、普及・周知
- ◆ できることから取り組む、段階的な道志村の景観形成の機運の醸成、支援方策の整備
- ◆ 地域単位での、身近な景観の保全のための巡回のしくみの整備

## (3) 庁内における施策実施体制の整備

道志村景観計画を推進していくにあたり、庁内の景観関連施策実施体制の強化、構築を図ります。

### 【推進方策】

- ◆ 道志村景観計画、同条例の運用体制の整備
- ◆ 道志村景観審議会の設置、運営
- ◆ 景観窓口の設置、関係各課協議・連絡体制、公共事業等の総合調整のしくみの整備

#### (4) 景観計画の推進

道志村景観計画に基づき各種関連事業が実施されるように、道志村景観計画と関連事業との関係を示す「道志村景観計画実施計画（仮称）」等の作成を図ります。

##### 【推進方策】

- ◆道志村の景観形成の目標、道志村の景観構造を踏まえた景観形成の基本的な考え方の実現に向けた、道志村の関連計画と連携する、各種景観形成プロジェクトの推進
- ◆各種景観形成プロジェクトの戦略的な推進に資する、道志村景観計画実施計画（仮称）の検討

#### (5) 良好な景観形成の先導

道志村内の公共事業において良好な景観形成を推進し、「美しい村づくり」の先導を図ります。

##### 【推進方策】

- ◆国、山梨県の公共事業景観形成指針等の活用、道志村独自の公共事業景観形成指針の作成、公共事業における良好な景観形成の推進
- ◆屋外広告物行政の推進

## 資料編

## [道志村景観計画策定審議会名簿]

氏名	所属	役職	備考
佐藤 喜章	道志村議会議長	議会議員	～H24. 5. 12
水越 茂広	道志村議会議長	議会議員	H24. 5. 13～
池谷 寿男	道志村議会副議長	議会議員	～H24. 5. 12
山口 力	道志村議会副議長	議会議員	H24. 5. 13～
金子 公行	郷土史を語る会会長	一般	
志村 達文	建設業協会会長	一般	～H24. 9. 11
渡辺 義昭	建設業協会会長	一般	H24. 9. 12～
山口 力	村内建築士代表	一般	～H24. 5. 12
佐藤 喜章	村内建築士代表	一般	H24. 5. 13～
杉本 昭次	道志小学校元校長	一般	
加藤 慶子	四季の店経営	一般	
佐藤 任利	漁業協同組合組合長	関係団体	～H25. 2. 24
山口 太平	漁業協同組合組合長	関係団体	H25. 2. 25～
佐藤 昭	商工会会長	関係団体	～H24. 5. 24
山口 力	商工会会長	関係団体	H24. 5. 25～
諏訪本次伯	観光協会会長	関係団体	
佐藤 一男	農業委員会会長	関係団体	
池谷 勝	ランバーネットワーク事務局長	関係団体	副会長
井上 久	東京電力(株)山梨支店大月支社	関係団体	～H24. 10. 31
中込 仁	東京電力(株)山梨支店大月支社	関係団体	H24. 11. 1～
前田 昭彦	都留文科大学社会学科	学識経験者	会長
山口 雅典	美しい県土づくり推進室	山梨県	～H26. 3. 31
丸山 裕司	美しい県土づくり推進室	山梨県	H25. 4. 1～
井上 正良	井上景観研究所	行政経営アドバイザー	
柳沢 初実	槐舎 一級建築士	アシスタント	



## 〔道志村景観計画策定審議会の開催経過〕

日時	議題
平成 24 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観づくりの意義、景観法、景観計画の概要について</li> <li>・道志村景観計画の策定の目的、策定スケジュール等について</li> <li>・平成 23 年度道志村景観基礎調査結果について</li> <li>・道志村の景観について</li> </ul>
平成 24 年 7 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度道志村観光・風景アンケート調査結果について</li> <li>・道志村景観計画骨子（案）について</li> </ul>
平成 24 年 11 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度道志村観光・風景アンケート調査（夏季）結果について</li> <li>・道志村景観計画（素案）について</li> </ul>
平成 25 年 3 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道志村景観計画（素案）について</li> </ul>
平成 25 年 7 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道志村景観計画（原案）について</li> </ul>
平成 26 年 1 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道志村景観計画（原案）について</li> </ul>
平成 26 年 3 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道志村景観計画（案）について</li> </ul>

## 〔村民、来訪者等の意見の把握〕

説明会等	開催概要
道志村の景観に関するアンケート	平成 23 年 12 月 9 日から 19 日までの 10 日間、村民（全世帯）および道志村中学校生徒を対象とした、道志村の景観に関する意向を伺うアンケート調査を実施しました。
道志村観光・風景アンケート	平成 24 年 5 月 4 日、及び 8 月 11 日に、「道の駅どうし」にて、利用者を対象とした、道志村の景観に対する認識、評価している道志村の景観等について伺うアンケート調査を実施しました。 平成 24 年 8 月 10 日～19 日までの 9 日間、「道志の湯」にて、利用者を対象とした、道志村の景観に対する認識、評価している道志村の景観等について伺うアンケート調査を実施しました。
道志村景観計画住民説明会	平成 24 年 2 月に、道志村景観計画の素案を村民の皆さまにご説明し、ご意見を伺う住民説明会を、地区別に開催しました。 2 月 22 日、みなもと体験館にて 〔対象地区〕月夜野、大渡、野原、久保、笹久根、大室指 2 月 25 日、道志村中央公民館にて 〔対象地区〕椿、小善地、大栗、馬場、竹之本、東和出村、西和出村 2 月 26 日、やまゆりセンターにて 〔対象地区〕谷相、川原畑、大指、釜之前、東神地、中神地、下中山、上中山 2 月 27 日、善之木地区コミュニティセンターにて 〔対象地区〕下善之木、上善之木、川村、板橋、下白井平、上白井平、長又
パブリックコメント	平成 26 年 2 月 3 日から 2 月 24 日においてパブリックコメントを実施し、「道志村景観計画（原案）」の内容を公表するとともに、同計画（原案）に対する意見募集を行いました。

# 道志村景観計画

— 案 —

平成 26 年 3 月

道 志 村

---

道志村役場 産業振興課

〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6, 181 番の 1

TEL 0 5 5 4 - 5 2 - 2 1 1 4

FAX 0 5 5 4 - 5 2 - 2 5 7 4

URL <http://www.vill.doshi.lg.jp/>